

第4回 甲賀市自治基本条例策定委員会 会議録（概要）

【日 時】 平成25年10月18日（金） 14時～16時05分

【場 所】 サントピア水口（共同福祉施設）教養文化室

○出席者

策定委員：13名（委員総数14名）

小林委員、村上委員、山川委員、寺田委員、安達委員、黄瀬委員、奥野委員、大原委員、田村委員、橋本委員、田中委員、三浦委員、馬場委員

庁内作業チーム17名（委員総数22人）

柚口委員、奥山委員、藤村委員、谷委員、廣岡委員、田嶋委員、古谷委員、徳田委員、林委員、今井委員、西村委員、松井委員、田原委員、澤田委員、呉竹委員、中島委員、清水委員

オブザーバー参加：あいこうか市民活動・ボランティアセンター コーディネーター 宮治、大平

事務局：中島、清水、築島、川上

○次 第

1. 開会（市民憲章唱和）
2. 第3回会議録の確認について
3. これまでの振り返りについて
4. ワークショップ（グループ討議）
5. 次回の内容について
6. 閉会

■ 1. 開会

○事務局

出席状況ですが、増山委員さんがどうしても仕事の都合により欠席ということで連絡がありました。庁内作業チームは、交通政策推進室の中尾室長、信楽地域市民センターの森島補佐、甲南第一地域市民センターの橋本補佐、建設事業課の藤田係長、総務課の太田係長が選挙等の関係で欠席と聞いております。ご了承願います。それでは、これからの進行は小林委員長におまかせしたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長

それでは、改めまして皆さんこんにちは。前回、第3回が9月3日でした。まだ暑かったですね。ここの部屋でやったらもうムンムンして窓を開けて、一生懸命換気しながらやっていたのを覚えていらっしゃいますでしょうか。それから、だいぶ間が空

きました。今、事務局からもお話がありましたけど、前回開催予定でした9月20日の委員会は台風の影響から延期となりましたので、40日ぶり、45日ぶりぐらいですかね、かなり時間が空いています。少し皆さんの中で、記憶が飛んでしまっているところがあるかもしれませんし、それぞれおっしゃりたいことがどこまで既に話したのか、もしかしてまだ話してなかったということもお互いあるかもしれません。今日は、その振り返りもしながら、そしていよいよ中身に近づいて話を進めてまいりたいと思っております。また、この後詳しく、これまでの振り返りとか、ワークショップのやり方について、私の方からお話しさせていただきます。限られた時間ではありますが、実のあるご議論を、それぞれお互いの意見を聞き合いながら進めていけるように、本日も進行にご協力よろしくお願いいたします。

それでは、座らせていただきまして、次第に沿って進めてまいります。

■ 2. 第3回会議録の確認について

○委員長

まずは、次第の2項目、第3回の会議録の確認についてです。前回9月20日実施予定のご案内の時に第3回の会議録も添付されていたと思います。お手元があればご覧いただいて、会議録の内容でよかったかどうか確認をいただきたいと思います。事務局の方から会議録の取り扱いについてお願いします。

○事務局

事務局から説明をさせていただきます。これまで3回の策定委員会をしていただいておりますけれども、特に第1回目の会議録については自己紹介ですとか、あるいは委員の委嘱ですとか、委員長、副委員長の選任の際に個人のお名前が上がっている内容となっています。また、第2回目、第3回目の会議につきましても、これまでご欠席された方が出席をされて、ご紹介いただきましたので、一部個人名が掲載された状態での会議録となっていますが、その会議録の状態ホームページに掲載をすることについて、今一度皆さんでご確認をお願いしたいと思っております。併せて、この委員会の様子の写真も含めてホームページに掲載し、広く皆さんにお知らせしたいと思っておりますので、その点についてもご確認いただきたいと思っております。

○委員長

ありがとうございます。第1回、第2回、第3回の会議録、前回の皆さんとのご議論で個人名は基本的に載せない、と合意されているわけですがけれども、ただし、自己紹介や、委員長副委員長の選任、この辺りはどうしても個人名が入る形になっていいますが、これは大丈夫ですよ、という一度確認をいただきたいということでございました。それから、写真ですね、動画ではないので誰がどの発言というのはわからないのですが、会議の雰囲気の写真をホームページに掲載したいので、これも併せて了解

いただきたいということでありましたが、皆さんから何かご意見はございますか。

○委員

第3回の修正ですが、よろしいですか。

○委員長

はい、どうぞ。

○委員

8Pの一番下の行です。「いろいろな選択肢があるという」の「う」が抜けています。それと9P、上から7行目の真ん中辺り、「また、高校生が国家を斉唱しない」の「国家は家じゃなく歌」です。それで結構でございます。

○委員長

ありがとうございます。今ご指摘いただいたところはいずれも誤字脱字でありますので、訂正してください。ほか、こうした誤字脱字等細かいところで、この後お気付きになったところがありましたら、改めて事務局の方にお伝えいただければと思いますが、それ以外の点ではよろしいでしょうか。

○委員

関連しまして、先にグループで出し合った意見をまとめたシートの部分で同じ「国家」というのが「家」になっていますので、訂正をお願いしたいと思います。

○委員長

「強み、弱み」というシートですね。シート、弱みのところ、Aグループのところですね。こちらも併せて、皆さんご訂正をお願いします。

○委員

もう一度確認したいのですが、第3回の会議録の6P、委員長の発言の「個人名の入った会議録は作成しないということでご異議はございませんでしょうか」というところで、これは要するに会議録の名前は「委員長」「委員」ということで合意されたということではないのでしょうか。他に意見があるかどうかを、もう一度しっかりと確認いただいて、会議録は「委員長」「委員」名とする、しないを例えば採決をとるといった方法で決めていただいた方がいいのではと思います。

○委員長

わかりました。会議録の中身について、大きな変更点など他にご意見がないでしょうか。

○委員

すみません、もうひとつ。

○委員長

先にそれをお願いします。

○委員

シートの強み弱みの関係で、Bグループの方の強みの方にあげてもらっております、歴史文化の一番上のところですが、「甲南（まがい仏・信楽の宮）」とあるのですけれども、この信楽という字は「紫の香の楽しい」という字にご訂正いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○委員長

歴史としては確かにそうですね。ではBグループのところ、これはBグループの方に確認した方がいいかもしれないですね。Bグループさんのところの「信楽の宮」というところの文言は歴史上の文言なので、その表記に合わせて修正したらどうかというご意見ですが、Bグループの皆さんいかがですか。はい、そこも修正していただきましょう。あと文言の修正がなければ、ご指摘のあった件についてももう少し議論したいと思いますが、文言の方はよろしいでしょうか。

○委員

何回もすみません。Eグループさんの弱みの方ですが、下から2番目の「施設」のところの4行目の「学校の統合がれていない」というのが、「さ」が漏れているのではないかと思うのですが。

○委員長

Eグループの皆さんどうでしょうか。「学校の統合が」「されていない」か「やれていない」か、どうですか。「されていない」、「さ」を入れるということですね。わかりました。こういった、細かい文言の誤字脱字は、この後改めて見直してみると気づくこともあろうかと思しますので、その折にご指摘をいただきたいと思います。今もし、ここにある、ということであればおっしゃってください。いかがでしょうか、よろしいですか。

○委員長

それでは、会議録の中身自体はこれで確定とさせていただきたいと思います。ただ今、委員から第3回の会議録6Pの一番上のところ、「個人名の入った会議録は作成しない」となっていることについて、前回は委員長が皆さんにお諮りして「異議なし」ということでしたが、もう一度確認した方がいいのではないかとのご指摘をいただきました。この件に関連しまして、事務局からご報告があるということですので、事務局からの報告を伺ったうえで、皆さんに改めてお諮りをしたいと思います。よろしくをお願いします。

○事務局

事務局からご報告をさせていただきます。9月議会の定例会の会期中、9月13日に開催されました甲賀市議会総務常任委員会におきまして、自治基本条例策定委員会の状況を報告しました。報告の内容は自治基本条例策定委員会の業務、委員の任期、委員の名簿、条例の検討プロセスについて、また、会議は原則公開であり、会議の傍聴案内及び会議録はホームページに掲載することを決定いただいたこと、次の会議で内容を確認し、順次公開を行うということをご報告させていただきました。その中で、総務常任委員会の委員から、会議録等の公表について意見がありました。市長の委嘱を受け、責任を持って発言をされている以上は、意見のやりとりがどのように行われたかというのがわかるよう会議録には委員名を記載すべきであって、情報公開のときも委員名を公表すべきではないか、というご意見でした。その回答として、今まで策定委員会では会議録の表記や取扱い等については十分議論いただき、結果的には委員名に関しては公表しないことを決定していただいている、ということをご説明したところ、ホームページに会議録を公表する際には氏名を公表しないという考え方はご理解をいただきました。しかし、会議録をわかりやすくするためには、せめてA委員、B委員C委員といった委員表記を行って欲しいという申し入れがありましたことから、その意見を踏まえご検討させていただきたいと思います。

○委員長

はい、ありがとうございます。ただいまご報告をいただきましたように、総務常任委員会の議員の方からはお名前は入れなくてもいいけれども、会議録にはせめて委員A・B・Cというような形を入れることはできないだろうか、というご意見をいただいた、ということでした。先ほど委員からご指摘があった件とも関連しますので、併せてご議論いただきたいと思います。

これまでこの件について多くの発言をすでにいただいている委員さんもありますし、あまりご発言をいただいていない委員さんもいらっしゃいます。もしご意見があれば、一応この委員会ではこれまでのところでは議論を重ねてきた結果、お名前は出さないこと、アルファベットも載せないということで、結論は出していると私は理解してお

りますけれども、もし改めてご意見があればいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○委員

議会の総務常任委員会から意見があったということですが、この策定委員会では名前を入れないということで決定したわけですし、議会のおっしゃったことに迎合する必要はないと思います。ただ、委員名に ABC を入れるのかどうかについてももう少し皆さんのご意見を聞いていただいた方がいいのではないかと思います。

○委員長

ご意見はございますか。もしかすると、もうその議論はいいから早く中身をやれというご意見もあるかもしれませんが。

○委員

前回の会議で、「委員」でいいと私は意見を申しあげさせていただきました。そういったことで多くのご意見はわかりませんが、一応、結論を出して決定したことでございますので、議会の意見もありますが、この会議の決定事項ということで私は前回通りでいいと思っております。

○委員長

はい、ありがとうございます。ただいま委員の方からは、これまで十分議論してきたことで、議会からそういうご意見はあっても、ABC も入れないということに決めたのでそれでいいという発言でありました。

○委員

一度決定していただいたことを、何回も次回の会合で協議しないといけなくなると、亀のスピードより遅くなるようで、大事なところに進めない問題もあります。一旦決めていただいたことで、私は「委員」という表記でいいと思います。ただ、よく言われるのは、例えばですけれども、Aさんの意見もあるけれどもBさんの意見はこういう考え方の違う意見もある。それは、ひとつの問題に対して賛否を問うような会議の場合にはAさんはこういう意見、Bさんはこういう意見、Cさんはこういう意見と、誰がどういう意見をしゃべったかというディスカッションという形で行われる場合には必要ですけれども、この会議はひとつの問題をテーマにして賛否を問うような会議ではないと思っています。一人ひとりが見識を持って、明日の甲賀市のために、いろんな考え方、意見を言い合う、それが一番大事なところです。「万機公論に決す」という昔ながらの言葉がありますが、多くの皆さんが様々な意見を言って、明日の甲賀を築いていく、それがこの自治基本条例の委員会の本来の姿ではないかと思います。

ので、一旦決まった「委員」という表記で、私は進まれた方がいいと思います。

○委員長

はい、ありがとうございます。今、お二方から一旦決めたことでありますので、この方向で進んでいきたいと思いますというご発言がありましたけれども、異論、反論ある方はいらっしゃいますか。よろしいですか。

それでは、これまでも十分に時間をかけて議論してきたところでございますので、委員会で決めたとおり、「委員」という形でお名前やアルファベットの表記は入れずに、今後も進めていくことを確認させていただきました。ありがとうございました。

なお、今おっしゃっていただきましたように意見が割れる、というのでしょうか、相反する意見が出てきた場合には、もちろん会議録上は「委員」という形になりますが、私が進行していくうえで、今、こういう意見と相反する別の意見が出ていますけれどもどうですか、というような議論の整理をすることによって、会議録を読まれる方からは今、二通りの意見が議論されているということがわかっていただくような工夫もしていきたいと思いますので、ご協力をお願いしたいと思います。

それでは、会議録については以上でよろしいでしょうか。ありがとうございます。

■ 3. これまでの振り返りについて

○委員長

それでは、次第の3番目、これまでの振り返りについて、というところに入りたいと思います。

お手元に、「自治基本条例策定にあたって・・・これまでの振り返り」という資料が届いているかと思います。事務局でお作りいただいた資料です。この資料をご覧いただきながら、改めてこの会議は、何をするとところなのか、私たちが今やっていることは、これはどういうふうに活かされてくるものなのか、また、ワークショップなどの作業は意味があることなのかどうかなど、もしかするとご懸念をお持ちの方もいらっしゃると思いますので、少し確認したいと思います。また、前回から時間もかなり空いてしまいましたので、そういう話やったな、ということ思い出していただくということも含めて、これまでの振り返りということでお話をさせていただきたいと思います。

まず、この一番上の★印、『自治基本条例策定は、「参画」と「協働」の手法で』というところをご覧いただきたいと思います。1行目です。甲賀市では、市民の役割や市の役割、協働などについて明確に位置づけて、『市民参画と協働のまちづくり』を進めていこうということで、この条例の策定という作業を行っているということです。この会議は、条例策定に向けた会議であるということでもあります。この委員会に、我々は市長から委嘱を受けて委員になっているわけですが、この委員会には一体どんなことが諮問されているのかということ、改めて皆さんと共有しておいた方がい

いだらうと思ひまして、諮問書のコピーを追加で配っていただきました。

諮問事項のところを見ますと、まちづくりの基本となる考え方、それから市民、議会、行政それぞれの役割、そして市民参加の仕組みなどが記されています。こうした内容について、市民自治の主体者である市民と協働で役所が進めていくための規範として条例案の策定について審議してほしいということで、我々は諮問を受けております。さて、もう一度先ほどの振り返りの紙に戻っていただいて、1つめの★印の3行目のところでは、実はこれまでも委員の方から役所が案を作って示してくれた方が早いのではないか、というような発言、ご意見も耳に入っています。これまでは確かにそのような方法の会議が主流だったと思います。いわゆる「しゃんしゃん」というか、「出来レース」といいますか、言葉は悪いのですが、錚々たる面々にお集まりいただいて箔づけをするといった、そんな役割の会議が結構多かったかもしれません。ただ、諮問された内容を改めてご確認いただいておりますように、今回のこの条例の中身は、まちづくりを役所がすべて担うというものではありません。市民の皆さんの役割とか、市民の皆さんがどうやって参加していくかということも書かれるわけです。なので、これを役所が勝手に案を作って、これでいきましょう、というやり方ではなく、やはり皆さんの役割も書かれるわけですから、市民の皆さんの意見も踏まえて、協働という手法で検討していきながら最終的な案を作りたいと思います。案を出してくれた方が楽だという思いをお持ちの方もいらっしゃると思いますが、市からは原案は出てきませんのでそれは諦めていただいて、「では我々で、その原案に盛り込んでいただく内容を提案していく」というふうに頭を切り替えていただければと思います。

それから2つ目の★印、総合計画との関係です。以前も私がお話した部分ですけれども、総合計画とは何をやるか、やることについて、一方で自治基本条例はそれをどうやるかというやり方についてです。やることとやり方とは違います。やり方を明記するものが、今我々が議論している自治基本条例です。ただ、既に甲賀市の総合計画の中でも、「協働」というやり方でやっていってください、ということが実は書かれています。甲賀市総合計画・後期基本計画概要版というカラー刷りの資料をお配りしていただいていると思います。左の方に基本構想と書いてありまして、真ん中から右側の緑色のところは基本計画となっています。具体的に甲賀市では何をこれからやっていくか、どんなことをやっていくかは既に決まっているということです。今、お集まりいただいている委員の中でも、三浦さんたちが一生懸命議論をされ、既に決めていただいたことではありますが、その下のところにオレンジの帯が入っています。ということが書かれているかといいますと、「市民と行政の協働により、まちの成長力を高める」となっています。甲賀市はいろんな目標を持ってやっていくわけですが、目標の実現自体も協働で実施していこうということ、これ自体がひとつの目標になっているということなのです。協働でやっていくということは具体的にはどういうことなのかといいますと、基本計画というローマ数字のIVと書かれている、基本計画とい

うホッチキス留めの資料を開いてください。81Pには市民と行政の協働によりまちの成長力を進めていくという、協働で進めていくまちづくりの推進について書かれています。「自治運営の基本原則を定める自治基本条例を制定することで、市民参画、協働等の定義を明確にし、市民のやる気と知恵を反映できる仕組みづくりを推進していきます」とあります。ですので、既に基本条例を作るということ、そして基本条例を作ることも自体も協働というやり方で進めていくということは、何をやるかを定めている基本計画、総合計画の中にも位置づけられていることです。これに則って我々は動いている、こんな位置付けにしているということをご確認いただければと思います。

もう一度先ほどの振り返りの資料に戻っていただいてもよろしいですか。★印の3つ目のタイトルは「自治基本条例づくり自体が協働の取組の実験」と書いてあります。先ほど申し上げたように、自治基本条例というのはどういうふうこれから協働という手法でまちづくりを進めていくのかということを書くものです。その自治基本条例策定自体も協働で考えてくださいと言っているわけですね。今日ここにお集まりの皆さんも、様々なお立場、役所の方もいますし、そうでない方もいらっしゃる。年齢も職業も性別も住んでいる所も様々なわけですね。様々な立場、そしてお立場だけではなくて、これまでの経験や今お持ちのスキル、あるいは知識、これも様々です。そういった全く異なる背景を持っている方々が、このように集まって、みんなで一つのものを作っていき、こういう作業を今からというか、今既に皆さんはいただいているわけですね。これは当然、皆さんが普段慣れ親しんでいるような組織、いわゆるピラミッド型の組織とは全く構成原理が違います。会社であるとか、企業であるとか、あるいは役所であるとか、というところは社長なり市長なり、トップがいて、この下に部長、その下に課長、その下に補佐がいて係長がいて社員がいて、そういうピラミッド型の組織になっています。基本的には上意下達、上の人の言うことは絶対で、上の人が「これは黒だ」と言ったら「白いよ」と思っても「黒だ」と言わなくてはならない、そういう世界で一般的な組織は動いているかもしれません。しかし、この委員会は違います。協働ですから、みんなそれぞれが、全く立場やスキル、経験は違っても、対等な立場です。誰がトップというのはありません。形式的には私が委員長ということになっていますが、私が言ったからみんな従うかといったら従わないですよ。皆さんが議論して納得していただかないと、ぜんぜん従っていただけない、そういう組織です。私は、言ってみれば司会者、進行役として委員長やっているだけです。いわゆるピラミッド型の組織ではなく、ネットワーク型というかサークル型というか、皆それぞれが対等な立場で発言をする組織ということです。皆さんひとり一人の重み、これは対等だということをぜひ意識していただき、あまりお一人だけがたくさん発言するのではなく、できるだけ今日発言していない人の声もうまく引き出して、みんなの発言の機会を得よう、そういったことを、ぜひ気にかけていただくことで、皆さんのそれぞれ異なる意見が出てくると思います。その時に落とさずどこかのだらうか、様々な異なる意見が出てきたときに、どのへんだったならば大方の合意

は得られるのか、こういうことを考えながら、俺の意見に従わないのならだめだ、という発想ではいけません。みんなが対等ですから、その誰かひとりの意見に他の人が不承不承いやいや従うというのでは、おかしいわけです。自分の意見は意見として、でもその意見が多くの人に受け入れられないのであれば、そこは妥協したり、少し引っ込めたり、折り合いをつけて、皆さんの意見を最大公約数的に合意できるよう目指していく、そういうやり方でこの会議は今後進めていくことをご理解いただければと思います。

では、具体的に何を今我々はやっているのか、皆さんのなかには戸惑っておられるところがあるのかもしれませんが。今までやってきたことはいったい条例にどう繋がっていくのかというと、まず、第2回の会議で策定委員の皆さんには日頃活動していて壁だと感じていること、あるいはお困りになっていることなどを出していただきました。それから、前回第3回の会議では庁内作業チームの皆さんも一緒になって甲賀市自体の強みとか弱みとかを出していただきました。これはどのように条例に生きてくるのだろうかということ、裏面をご覧ください。皆さんから出していただいた意見は、今皆さんが直感的に感じている甲賀市の様々な問題点を含んでいると思います。そこから抽出し、整理していく中で、甲賀市の良さを伸ばしていくにはこんな仕組みが必要だ、あるいは今甲賀市の欠点、弱点があるとすれば、それを克服するためにはどんなやり方が必要だ、あるいは今甲賀市でうまくいっていない部分を乗り越えるためには、もっとみんながこういう役割を果たさなくてはいけない、市民の役割もあるでしょう、役所の役割もあるでしょう。こういった、今後議論していく問題群、こういったことを今後検討していかなくてはいけないのか、ということを探り出すために、ワークショップということをしていただいています。裏面のところでいいますとステップ1を今作業していただいています。ここのステップ1を経て、甲賀市でこれから議論していくべき、今、自治基本条例の策定に向けて議論していくべきことが、ある程度、問題群というのが見えてくると思います。それを受けて、次は問題群ごとにこれを整理していき、こういうこと議論しないといけません。ステップ3では、その具体的な中身を議論していこうかということで、問題群、テーマごとにある程度チーム分けをして、この後作業を進めていただきます。とはいえ、条例に書かれていたらいいなということの議論は皆さんでできるわけですけど、条例の文言、条文自身をきちっと文章として作るのは「素人では・・・」と思っておられる委員の方も多いかもかもしれませんが、その作業は実は策定委員の皆さんのお仕事ではありません。皆さんのお仕事は、あくまでもこんなこと条例に書いてもらえたらうれしい、ということの意見出しをしていただくことです。それを踏まえて具体的な条例という形の、専門的な形での文章の整理は、本日もご参加いただいている役所の庁内作業チームの皆さんにお願いをすることになりますので、市民委員の皆さんは、「条例とか今までしっかりと勉強したことがないので、大丈夫だろうか」というご不安をお持ちの方もいらっしゃると思いますが、そこは心配なさらずに、自分の意見、こういう意見が条例に活かされ

たらうれしい、ということで発言をしていっていただければいいと思います。

振り返りだけじゃなくて、これから後の方向性も含めてお話してしまいましたが、ここまでで何かご質問ありますか。今、改めて、前回から時間が空いたので確認の意味でお話しさせていただきました。今取り組んでいる作業はそういう位置付けなのだというところをご理解、ご納得いただけましたでしょうか。

○委員

一度その辺りのことを、委員長さんらと、しっかりお話する時間が欲しいと思っていました。初めは何もわからないまま第1回の会議で委員長さんに自治基本条例というのはどういうものかお聞きしました。確かに自治基本条例というのは非常に重いもので、第1回の会議で憲法みたいなものとおっしゃっていましたが、今もそのことについては変わってないですか。

○委員長

最終的に出来上がった条例は、甲賀市の最高規範とっていいかわかんないですけども、他にもたくさん条例があります。その条例の中の条例みたいな立場になってくると思います。

○委員

これは非常に重いことだと思います。私もよくまわりの方に話をするのですが、甲賀市の一番基本、大事なことを決めていくにもかかわらず専門の方が誰もおられません。そういうわずか10人あまりの委員が、これから何年も続く甲賀市について影響するような条例を作っていく資格があるのか疑問です。結局、委員長の指導によって、引っ張られていくというのは、不安に思っています。例えば、法律家、弁護士といった専門家に入ってもらい、あるいは、もっと地域の人を入れてはいいかと思いますが、それだけ重要なことでしたら策定までの時間も、2年間ではどうかと思います。議会条例よりも上位に位置づけられるというのでしたら大変だと思います。皆が責任持って策定しました、10年経っても大丈夫ですと、そこまで言えるような自信があるのでしょうか。それと、その中で作っていくにしても議決をどのように考えておられますか。例えば、誰もが信条を持っていますから、どうしても譲れないことがあると思います。そういう時に、どのように委員長は決定されていくかお伺いしたいと思います。

○委員長

まずひとつ申しあげておくと、ここで条例を作るわけではありません。条例に活かしてもらえそうな意見を市長さんからの諮問にお答えして答申するわけです。最終的な条例案は、市長さんが市の職員、実際には市の職員の方が文言を練られると思

ますけれども、市長さんが条例の案を議会に提案されるわけです。当然これは議会でご審議いただき、議員さんたちの過半数の方が、これでよろしい、とおっしゃっていただいて、議会を通して初めて条例ができる、そういう性格のものであります。ですから、我々が責任を負うのは大丈夫かとおっしゃいますけれども、あくまでもこれは、条例を出すのは市長さんの権限のひとつですから、市長さんが条例案を自分で作るということです。しかし、条例案を作るにあたっては、市長さんから諮問いただいた我々の意見を聞きたいということなので、こういうことを条例に入れていただいたらどうでしょうね、ということをして市長さんに答申するのです。最終的に策定委員会の意見を採用するもしないも市長さんの責任ですから、そこは我々が出した意見によって、甲賀市の未来が左右されてしまい、その結果、我々もその責任を負うということまで大変なことだと思っていただかなくても大丈夫だと思います。最終的な責任は市長にあるということです。

それから、もう1点ご質問いただいていた、皆さんの中で意見が割れたときにはどうするのか、というお話でした。あくまでも、これは最終案を作るわけじゃないですね。市長さんにこんな意見が、市民の皆さん、委員の皆さんに聞いたら、こんな意見がありましたよ、と集約して出していくわけですから、意見がどうしても折り合わないというようなことがあった場合には、両論併記ということもあるでしょう。ただ、そこは皆の合意がとれないわけだから、じゃそれは我々の意見としては全体の意見としては出せないということで、盛り込まないということもあるでしょう。それは、その時々で皆さんにお諮りしながら、どういう形で扱うのがいいでしょうね、ということで、局面ごとに考えていきたいと思っております。

○委員

多数決で決めてしまうということではないということと捉えてよろしいですね。

○委員長

そうですね。

○委員

わかりました。作業も大事だと思うのですが、私はいつも疑問を持ちながらこんなことでいいのかと思いながらやっていたので、市民としてこれからのことを考えますとやはり真剣に考えて取り組まなければいけないなと思いました。こういう話し合いの時間を改めてとっていただきたいと思っております。

○委員長

ありがとうございます。他、どうでしょうか。今までモヤモヤしていたところがあるという方もいらっしゃると思います。この際ですから、どういうふうに考えたらいい

いのかというようなご意見があればおっしゃっていただいてもいいと思います。

○委員

条文は庁内作業チームが作られるとおっしゃいました。条例の中に我々の文言が入っていくと思うのですが、その想いは条例に移り変わっていくということでいいのでしょうか。

○委員長

我々は意見を出すわけですね。こういうことを条例に入れていただいたらいかがでしょうか、ということをして市長さんに意見を出します。それを、我々が出したものが一字一句必ず条例になるということはもちろんあり得ません。皆さんの意見を受けて、具体的に条例という形に、作業チームの皆さんが整理していただくことになると思います。もっと丁寧と言うと、後に市民の方にパブリックコメントを求め、また、タウンミーティング的なこともしながら、市民の皆さんの声をいただき、最終的には役所の中の法務担当とも調整を図ったうえで市長さんが条例案というのを決めて、この案で議会に諮らうと確定させて市議会の方にお諮りをいただく、ということになるかと思いますが。我々はあくまでも市長さん、あるいは役所の中の作業チームの皆さんが条例の案を、議会に出すための条例の案を考えていただく、その材料といいますか、そこに活かしていただくための意見を答申していく、こういう位置付けだと思います。そこまで聞くと、なあんだ、私の意見がそのまま条例になるわけじゃないのか、とがっかりされる方もいるかもしれないですけど、そこはしょうがないと諦めてください。ほかにご意見はありますでしょうか、

○委員

会議に参加するメンバーが大事だと思いますが、この前から市の職員の方が大勢来ておられます。これからも市の職員の方と一っしょに取り組んでいくのでしょうか。例えば、信楽地域の市民に声をかけて参加を呼び掛けるなど、意見を聞くにあたって、ほかのメンバーも委員会に参加して会議を進めるということはないのですか。

○委員長

一応委員として委嘱されているのがこの14名、それから本日も参加されています。庁内作業チームとの合同で会議を進めていくのが市の方針です。基本的には、今お集まりいただいているメンバーである程度の意見の集約と整理をしていくことになると思います。先ほども申しましたように、その後というか、途中段階になるかもしれませんが、タウンミーティング的なことを市内の各学区や旧町で説明会をして、そこでまたご意見ご発言をいただくことで、その中身が入れ替わることも出てくるかと思いますが、最終段階ではパブリックコメントをされると伺っています。ここで、

いわゆる委員のメンバーの声しか市民の声は聞かないということではありません。

○委員

参加されている庁内作業チームの職員の方はどのように抽出されたのでしょうか。組合に入っている、参加を希望した、指名したとか、どういう形で来られているのか教えてください。

○委員長

これは私が抽出したわけではないので、事務局の方にこの庁内作業チームというのはどういう位置付けの方々なのかご説明をいただきたいと思います。

○事務局

はい、事務局から説明します。主に地域の方と一緒に協働を実践しているということの基本において、地域市民センターの職員、旧支所の地域市民センターの自治振興会支援担当職員、それから、市役所のそれぞれの部署で部の中心的な位置付けになる課から、課長補佐クラスもしくは係長クラスの職員を選任しこの作業チームに入らせていただいています。本日参加している庁内作業チームと別に、部長クラスで構成する職員も策定に係わるようになっており、例規審査委員としていろんな条例を作る際に他の条例と不整合はないかなど、様々な文言をチェックする役割を果たします。その部長クラスで構成するメンバーの委員も、概ね条例が出来上がった時点とか、中間期であるとか、条例制定に係わっていただいている皆さんともいろんな意見交換ができたらと思っております。委員長からご説明がありましたタウンミーティングという場で、広く市民の皆さんからの意見を伺い、条文に反映していきたいと思しますので、そういう関わりをもっていくことも付け加えさせていただきます。

○委員

市職員の方をあまり知りませんので、庁内作業チームの方はどこの部署から出てこられているのかが分かる資料を前もっていただければわかったのですが。我々が納得できるようにお願いしたいと思います。

○委員長

そうですね、確かに庁内作業チームの方々はどういうお立場で参加されているのかという名簿はいただけないような気がしますので、それは今後ご用意いただくということにしましょう。

他に、ご意見はどうでしょうか。前のところの確認ということで、聞いておきたいことなどがありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、特にご意見がないようでしたので、次第の4点目になりますワークショップにいきます。委員の皆さんにお諮りしたいのですが、あまりだらだらと、時間を決めずにエンドレスで会議をやると会議もだれますし、時間を有効に使わないと長々としゃべる方が出てきたりするのはいけませんので、時間は16時までと決めてありますが、既に今日も予定よりも45分押しぐらいになっているわけですが、皆さん、エンドの時間というのは会議2時間ということを目途にきちんとあった方がいいでしょうか、それともそういうことに縛られずに皆の議論が出尽くすまで、しっかり時間をかけて議論をしたいと思われるというか、そこをこの際お諮りしたと思うわけですが、いかがでしょうか。16時を目途に終わってほしい、という方の方が多いのでしょうか。いかがですか。そう聞かれると困る、この後のご予定があったりする方もいらっしゃいますよね。発言としての声はありませんが、大きく頷いている方が何人もいらっしゃるの、やはり、なかなか時間は延長しづらいということもあろうかと思えます。少し窮屈なスケジュールですけれども、今からワークショップということで進行に協力をいただければと思います。

今日の進め方ですが、前回強み、弱みということを出していただきました。前回お休みの方もいらっしゃいますでしょうし、前回の他のグループのものをご覧になって、この意見は抜けていたな、というのがあれば足していただくということが、まず一つです。これは、そんなにもう時間はかからないだろうと思っております。問題は、条例に盛り込むということと言いますと、強み、弱みということでも今あがっているもの、これ全てが、いわゆるどうやるかというルール、条例はやり方だとさっきも申しましたけれども、やり方ということに直接つながってこないものがかんたたくさんあるわけですね。なので、次に考えていただくのは、やり方とか仕組みっていうことでいうと、誰が、どうやるというルールがあればいいかを考えていただきたいと思えます。例えば、弱みがあるとすると、もう少し市民が責任を持たなくてはいけないのではないかな、役所がこういうことを配慮して仕事をしてもらわなくてはいけないのではないかなど、誰がということも含めて、どんな仕組みがあったら、今強みを活かして、そして弱みを解決できるだろうということを議論いただきたいと思っています。それから、その際にぜひとも考えていただきたいことは、人任せにしないということです。いろいろ問題はある、でどうやって解決しようか、誰かに解決してもらわないといけないというのではなくて、「誰か」は一体誰なのですかということです。全部役所に任せようと思えば役所はパンクしますし、役所で全部背負いきれないとすれば、今の問題点、いろいろ弱みがありますがそれはどういうことが考えられますか。やり方として、それは地域なのか、広域でやるのか、個々の市民がご自分たちでやることなのか、あるいは市内にある企業さんとかに協力いただくことなのか、NPOや、新しい団体に役割を期待していくのか、というようないろんな仕分けが出てくるだろうと思えます。そういうことを少し念頭に置きながら、今後どういうルール、仕組みが必要だろうかということ、今日はお考えいただきたいと思えます。15時20分までということ

で設定されておりますけれども、15時20分だと後15分しかないのです、これではいかにも短すぎますので、15時40分まで、ご議論いただきたいと思います。その後、各チーム3分ずつで結果の発表と質疑応答を時間厳守でお願いします。よろしいですか、ここまでで、進め方等について、ご質問などはないでしょうか。

○委員

1点お聞きしたいのですけれども、前回強み、弱みという形で各グループの方でまとめて発表いただいたわけですが、今、委員長が自分のグループにはないけれども他のグループはある、という部分をピックアップして入れていただくというお話がありました。キーワードが他のグループにあって、うちにはないというものをピックアップするという事なのではないでしょうか。

○委員長

全部ピックアップしてくださいということではなくて、自分たちで、これは大事だ、自分たちのチームでも、これは今後考える材料として入れておきたい、と思ったものがあれば、拾っていらしてくださいというだけで、お互いの意見を全てピックアップしあって同じ表を作るということではありません。

○委員

わかりました。

○委員長

よろしいでしょうか。では、時間も押しておりますので、早速ですが、ぜひワークショップの方よろしく願いいたします。

■ 4. ワークショップ（グループ討議）

◆◆◆ 5つのグループに分かれてワークショップ（35分） ◆◆◆

○委員長

それぞれのグループで今日出た話の報告、発表をしていただければと思います。発表はどのグループからでもいいです。準備できているというところからどうぞ。

《Cグループ》

Cグループの方、発表させていただきたいと思います。「協働」ということをキー

ワードに考え、3点についての的を絞っていただきました。1つ目は、ひとつの物事を対処する場合の協働の仕方について意見をいただきました。これは、例えば鳥獣害の被害で自治振興会がシカやイノシシを檻等で捕ったあとの処分を地域でしなければならない場合、いわゆる屠殺した後の処分に非常に困っているということです。それから、仕掛けた地域や団体が最後まで責任をもたなければならないことと、分担をしなければならないこと、この部分に対処するときの最初の段階できちっと振り分けをしないと、走りながら考えようかということでは協働が成り立たないということがあると思います。この協働の仕方についても、この自治基本条例の中の一つとして入れる必要がある、こういう意見でした。2つ目は、少子高齢化へのまちづくりの対応について、一つの地域で対応できないことを広域的にカバーしていこうというものです。例えば、自治振興会がその規範になると思います。一つの区で対応できることは各区の区長さんを先頭に行政と連携して対応できるのですが、各区に共通して問題点、あるいは課題がある場合、区を越えて広域的に対応していかなければなりません。この場合の協働の仕組み、広域的にカバーしていく仕組みが、何らかの形で規範が必要だと思います。こういう考え方が今後、必要になってくるという意見でした。最後3つ目ですが、この「協働」といわれるキーワードの中で、協働の対象者は誰なのかということです。これについては、協働によるまちづくりに参画していくべき人が、一体誰なのかということが、はっきりこの中でわからないと、誰が協働し、誰が協働を受ける側なのか、その主体性と能動性の部分をきちっとこの基本条例の中でそれぞれ謳う必要があるのではないかとということでした。以上、3つの点について、この基本条例の中の骨格の部分、あるいは概要の部分として盛り込んでもらう必要があるのではないかと、というのがCチームの意見でございました。

○委員長

ありがとうございます。条例の手掛かりをいただいたような気がします。何かご質問ありますか。大丈夫ですか。次、どこのグループいきましょうか。Aグループお願いします。

《Aグループ》

Aグループです。前回の強み、弱みという甲賀市の特徴のシートの裏面に条例に盛り込みたいことが書かれていますが、この部分を再確認しようということで話し合いました。キーワードとしまして「前文に」、これには日本国民として、また甲賀市民としての自覚と誇りを持つ、ということは絶対に入れていこうということを確認しました。2つ目「自然」ですけれども、自然環境保全、自然保護、自然を大切にするとこの部分につきましては、市民がやるべきこともたくさんあるわけですが、その前段で、例えばハード面は行政が担うなど行政と市民がコミュニケーションを図り、行政と市民がそれぞれの役割分担を明確にしていくことがいいのではということ

まとめました。その次に「産業」ですけれども、これには雇用の創出（企業活動の活性化、過疎対策）というのがあります。それともう一つ、産業の発展ということで第1次から第6次までをしていける組織づくりというふうにあげさせてもらっておりますけれども、ここの部分につきましては、雇用の創出ですが、行政はインフラ整備をやっていただき、市民は地元雇用を大切にしていける、という案が出ていました。もう1点ですけれども、甲賀市内、旧町単位でいきますと商店街はほとんど閑古鳥が鳴いている状態で、シャッターが閉まったままの商店街が現在あるわけですが、これについて活性化を図っていくためにはどうしていけばいいかということで、行政と、また商工会等々と協議をしながら前向きに取り組んでいったらどうか、ということでした。一応意見として、この自然、前文と自然、産業という形でしたけれども、あとの伝統文化、行政、人権、市民活動、ここの部分はまだ議論できておりませんので、次回にしたいと思います。ありがとうございました。

○委員長

行政と市民の役割分担の考え方がある程度抽出されてきたように思います。ありがとうございました。続いてどちらの班にいきましょうか。Eグループ、よろしく願いします。

《Eグループ》

Eグループですけれども、時間も限られておりましたので、ポイントを絞ってお話をしていただきました。まず、意見として、甲賀市を見渡してみると、景色が一緒であるということ、「〇〇電機」があったりとか、「△△ストア」があったりなど、そういったことが、地域性を崩しているのではないかという話から、地域の特徴というのは町衆が守っていくべきではないかという話が出ました。その話の中で、文化を活かしていきたくないのでは、という意見もありまして、この文化というのは、歴史や文化だけではなく、商業の発展ということも文化だというお話がありました。消費者の求めるものは、だいたい品数が多いという点ではありますが、何か特徴的なものがあれば、商店街に出かけに来るのではないか、という話がありまして、そういった中でやはり商業に係わる人、そして市民さんというのは奇抜なアイデアを出して、おもてなしの心とか、心意気というのを見せていかなければいけないのではないかということでした。では、どのようにしていけばいいのかということについて考えたところ、結構、議論白熱で、なかなか頭の回転がついていけないようなところもあったのですが、このように皆で一生懸命考えなければいけないのではという話が出ました。皆で話し合うことが大事ですし、一生懸命考えていかななくてはいけない時だというお話が出ていました。そんな中、市民や商工会さんとか観光協会さんとか、いろんな団体さんがいらっしゃると思うのですが、今、協働の時ではないかというお話が出まして、基本条例の中に組み入れていかななくてはいけないのではないかということでした。協

働をする中で地域の良いところを活かしていく努力を行政だけに頼るのではなく、市民やいろいろな団体、つまり皆が主体となって取り組まなければならないのではないかというお話が出ておりました。それから今までのものを大事にしていくという部分で、子どもたちに伝えていかなければならないのではないかということ、行政は何をしてくれるところかも改めて考える必要がある、という話が出ていました。地元を活かすためにはまちづくりをみんなで考えていきますので、その想いを崩すことなく、それを活かしてくれるインフラ整備をしていただければいけないのではないかというお話も出ていました。少しまとまりませんが、以上のようなことでした。

○委員長

ありがとうございました。いくつかキーワードなり、言葉を出していただきました。「今、協働の時」いいフレーズですね。ありがとうございました。続きまして、どちらがいきますか。それではDグループさんお願いします。

《Dグループ》

Dグループです。うちのグループは、強み、弱みをもう一度考えるということで、考えさせていただいたのですけれども、少し時間がなかったもので、主に2点、集中して協議をさせていただきました。まず1つ目は、「甲賀の顔ってどんな顔」ということについて、特に甲賀市は、これといった顔が見えにくいということで、新しい顔づくりをするという話が出ました。特に、特産物、観光の2つに分かれると思うのですけれども、特産物については地産地消ということで、コーディネートが必要ではないかという意見が出ました。甲賀ブランドの仕組みづくりや、特産物を作っておられる方々が今後努力して行って、どのように全国的にPRしていくか、これも今後の課題ではという意見も出ました。

続いて2番目が「歴史文化が大好き」という項目ですけれども、こちらにつきましては、弱みについては、現在、後継者が育たない、歴史や文化を受け継ぐ、引き継いでいく後継者が育たないということで、結局一人当たり、残された方の大きな負担になるということで、甲賀市から人が、特に若い人が出ていく、それが少子高齢化に繋がるということで、今後こういったことを誰がどのようにしていったらいいのかということとは検討していく必要があるという意見がありました。

○委員長

ありがとうございます。担い手のことを中心にご議論いただいたようです。ありがとうございました。最後のトリを飾っていただきましょう、Bグループよろしくお願いします。

《B グループ》

B グループです。時間がなかったので、主に前回の強み、弱みの中から、条例に盛り込みたいことの6点の内、災害について話をさせていただきました。先の台風18号により甚大な被害を受けた信楽のことを例に話をさせていただきましたのですが、災害がひとつ起これば、どのようにしていくかということ、大きく道路や河川の整備については行政が係わっていただきたいということ、区・自治会の呼びかけは地域で行うと、お互いの助け合いは個人個人ができるのではないかということ、話を合いました。もう1点、少子高齢化についても少し話をさせていただきましたのですが、どうやっていけば少子高齢化が止まるのかということ、行政が係わってくれるということ、はどのようなことかということ、仕組みづくりや応援、こういったことは行政で係わっていただき、他は地域が主体となり、地域の中で役割分担をしていかなければということ、話を合いました。

○委員長

ありがとうございました。こちらも行政と区・市民の役割の分担のあり方についてご議論をいただいたようであります。ありがとうございました。

今、残り時間もほとんどありませんけれども、それぞれ発表いただいたことの中に対して、皆さんから質問などありませんでしょうか。よろしいですか。また、もしあれば次回のときにでもそれぞれ意見交換をしていただければと思います。

■ 5. 次回の内容について

○委員長

今、ひとまずワークショップが終わりました。次第の5点目になるわけですが、次回はいったいどうしていくのかということ、これまで何回かにわたってはワークショップをしていただきましたが、ご発表いただいた中に、条例に向けてこういうことを入れていけばいい、協働の仕方・ルール、広域的な対応、自治振興会の役割や担い手の話、誰がやっていくのだろうかということ、あるいはキーワードとして、もともとあるような言葉、「町衆」というような言葉がでてきましたし、市民としての自覚・誇りとか、だいたい条例に入れていけそうなことも出てきました。少しいただいたもの、皆さんが出してくださったものを、次回に向けて私と事務局の方で整理をさせていただきます。今5つのグループに分かれてやってきていただいているわけですが、それを全部合わせて整理しまして、次回の会議ではいよいよ、どの辺りを集中的に議論すべき問題なのか、というのを確認し合って、少しその中で突っ込んだ議論をしていければと思っております。今まで各グループに話をしていますので、お互い他のグループの人の意見があまり聞けてないところもあるかと思っておりますので、次回、口の字型のように全員の顔が見えるような形で、議論をしたいと思っております。次回の開催日の数日前には皆さんのお手元にあらかじめ議論の材料と

しての資料が届くように準備していきたいと思いますので、また目を通して来ていただきたいと思います。次回の日程は、11月7日、木曜日です。場所は今日と同じここだそうです、時間が変わります。次回11月7日は、19時からということです。19時から21時にきちっと終われるようにご協力をお願いしたいと思います。次回の開催についてはよろしいでしょうか。

それから、残り時間がない中で恐縮ですが、ひとつ私の方から提案をさせていただきます。こうやって議論を重ねてきていますが、なかなかそれぞれお互い本音が見えないところもあろうかと思えます。よその市・町でも、大体、こういう協働というタイプの会議をやっていきますと、途中どこかのタイミングで、一度、腹を割って話をしましょう、という機会が必要だというのがあるわけです。第7回目の開催になると思いますが、12月16日の委員会がここにあります。その時に忘年会を兼ねて、市民委員の皆さん、作業チームの皆さん一緒に会合が終わった後に懇親会をさせていただいてはどうかと思うのですが。もちろん、こういうご時世ですので皆さん自腹で、会費制でということですが、いかがでしょうか。もしご賛同いただければ、そんなことで事務局の方で準備をいただきたいと思いますけれども。

(拍手) では、賛同の拍手をいただきましたので、どうしてもご都合がつかないという方は仕方ないですが、もしご都合がつけば12月16日の会議の後の時間に懇親会をさせていただいて、またその席では皆さん思いのたけをそれぞれ出していただければと思います。

では、だいたい議論すべきことは議論したと思いますが、事務局から何かございますか。

○事務局

皆さん、お疲れ様でした。事務局から連絡事項を申しあげます。12月の策定委員会の後の日程について、1月ですが、第1回会議の時に1月の日程がご都合悪いというご意見もございましたので、今日この場で、1月の第8回目の策定委員会の開催日の調整をさせていただけたらと思います。小林委員長とご相談をさせていただいた中で、いくつか候補日をあげさせていただきますので、その中で調整できたらと思います。1月7日の火曜日、1月17日の金曜日、1月20日の月曜日、1月24日の金曜日、いずれも午後2時からを予定しています。このあたりで調整をお願いしたいと思います。以上です。

○委員長

1月7日(火)、17日(金)、20日(月)、24日(金)が候補日ですが、現時点でこの日はどうしても都合が悪いという日があれば、それぞれ挙手をしていただいて、できるだけ皆さんの挙手が少ない日にしたいと思います。まず1月7日火曜日に都合悪い方が2人、17日は1人、20日は2人、24日は1人。そうすると、お1

人は申し訳ございませんが、17日（金）と24日（金）となります。当初の予定は10日でしたので、早い方がいいということもありますので、1月17日の金曜日、時間は14時から、場所はどこかまだ決まっていますが予定をしておいてください。

ほかに、何か皆さんの方から、この際、どうしても発言しておきたいことはございますか。よろしいでしょうか。

それでは、予定の時刻を5分ほどオーバーしてしまいましたが、最後の締めを、副委員長にお願いしたいと思います。

○副委員長

今日は限られた時間の中ではありましたけれども、いよいよ本丸に少し近づくようなお話をそれぞれ聞かせていただく時間が持てたのではないかと考えております。少しずつであっても本丸に近づけば、城の形が見えてくるのではという思いをした今日の会合であったと思います。今後、皆さんの意見をいただきながら、それぞれ外堀も本丸もいい形のお城ができればと思いますので、よろしく願い申しあげまして、甚だ簡単ではございますが、本日の会合の終わりの言葉に代えさせていただきます。本日はどうもご苦労様でした。

○事務局

委員長、副委員長ありがとうございました。委員の皆さん、また作業チームの皆さん、本当にお忙しいところお時間いただきましてありがとうございました。また次回、あまり日はありませんが、皆さんにご参加いただき、だんだん打ち解けて、ざっくばらんな議論が展開できたらと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。本日はどうもありがとうございました。